

簡易公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和8年10月7日

足立区長 近藤 やよい

1 業務概要

（1）業務名

あだちワンダフルCMグランプリ企画・運営支援業務委託

（2）業務内容

ア 企画及び支援

（ア）「足立区の魅力が区内外に広く伝わるオリジナル映像作品」の事業目的に則し、応募者が増える魅力ある企画を行い、周知等で区のサポートを行うこと。

（イ）応募作品に著作権の侵害等問題がないか確認すること。

イ 作品募集CM動画の作成

「あだちワンダフルCMグランプリ」（以下、「あだワン」という。）の応募者が増えるよう、応募意欲が出るようなあだワンの作品募集CM（以下、「募集CM」という。）30秒又は45秒の募集CMを作成すること。

ウ 動画作成支援

初めて動画を作成する方でも撮影や編集手順がわかるよう動画作成方法を周知し、できるだけ多くの方が自主的に動画を作成できるよう支援をすること。

エ 映像制作ワークショップ運営・管理

応募作品数と応募者の映像の質をあげるためのワークショップ及び子どもが映像に興味を持つことができる映像制作に関するワークショップを計画し、専門的な講師を派遣して実施すること。

オ 審査委員会の事務資料作成

審査委員会実施に係る資料等を必要に応じて作成すること。

カ 受賞作品用ロール映像

受託者は、受賞作品用の6秒程度の受賞作品用ロール映像を作成すること。

キ 表彰式

30秒程度の表彰式のオープニング映像を制作すること。表彰式に参加し、表彰式内の進行にあわせ投映PCの操作及び会場の技師との調整をすること。

ク あだワン公式ウェブサイト運営・管理

（ア）「あだワン」及び「あだちワンダフルCMグランプリ」等の検索ワードで検索した際に表示されるよう、SEO対策を講じたウェブサイトを構築すること。

（イ）サーバは、受託者が用意した国内サーバ（国内リージョン含む）のものを使用すること。

（ウ）ウェブサイトを搭載するサーバは「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」もしくはISO27017認証済みクラウドサービスの登録を受けていること。また、次の条件または同等のセキュリティ対策を講じていること。

- ① サーバが災害・事故等による被害を回避できる安全性の高い場所に設置すること
- ② 監視カメラ等による入退出管理体制がある場所に設置すること
- ③ 映像投稿に対応可能な大容量のサーバであること
- ④ 暗号化通信ができる独自SSLが利用可能であること
- ⑤ 運用実績が8年以上であること。
- ⑥ 24時間の体制で運営されていること。

（エ）構成及びデザイン

- ① ウェブサイト階層構成は、トップページを第1階層とし、委託者が指定する内容は第2階層以降にページを構築する。第2階層以降は、あだワンの進捗に応じてウェブサイトオープン以降に追加して公開すること。
- ② ウェブサイトの各ページのアクセス状況、検索キーワードの分析などを可能とするこ

- と。
- ③ アクセス分析ツールは委託者が管理する Google Analytics を利用することとし、別途指定するトラッキングコードを各ページに反映すること。
 - (オ) ユニバーサルデザイン及びウェブアクセシビリティ
ウェブサイトは、高齢者や障がい者を含む誰もが利用しやすいものとなるように、ウェブアクセシビリティに配慮して構築すること。
 - ① ページ作成等にあたっては「JIS X 8341-3:2016」に規定する「適合レベル AA」の達成基準に該当する事項をすべて満たすこと。
 - ② PDF や動画等、HTML 以外の特定の技術を用いたコンテンツについても同様とするが、上記を満たすことが難しいと考えられる場合には、委託者と協議の上対応すること。
 - (カ) ユーザビリティ及びインターフェース・デザイン
利用者にとっての操作性や使い勝手を重視し、パソコン及びインターネットに対する習熟度を問わず、誰でも簡単かつ気軽に利用できるデザインとすること。
 - (キ) 動画のリンク
区が指定する YouTube の URL を動画の埋め込みをした状態でウェブサイトリンクを貼りつけること。
 - (ク) 更新回数
軽微なものを含み 50 回程度
 - (3) 履行期限
契約確定から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 提案限度価格等

- (1) 提案限度価格
4,998,000 円（消費税込）
- (2) 最低制限価格
なし
- (3) 業務実施上の条件
映像に専門的な講師
- (4) 成果品
 - ア 募集 CM 動画
 - イ 受賞作品用 ロール動画及び表彰式のオープニング動画
 - ※ ア・イいずれも、MP4 (h.264) データを電磁的記録媒体で納品。
 - ウ 区が求めた場合は、サイトを構成するファイル (html ファイル、画像ファイル等) 一式を電磁的記録媒体で納品

3 資格要件及び評価基準

- (1) 提案書の提出者に要求される資格要件
 - ア 当該業務における足立区での競争入札参加資格を有していること。なお、足立区での競争入札参加資格を有しない者は、以下に掲げる書類を提出すること。
 - (ア) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本、発行後 3 か月以内のもの。参加者が法人の場合に限る。）
 - (イ) 営業所表（標準様式第 5 号）
 - (ウ) 委任状（標準様式第 6 号。対象業務において代理人を置く場合に限る。）
 - (エ) 身分証明書及び登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないことの証明書で、発行後 3 か月以内のもの。参加者が個人の場合に限る。）
 - (オ) 住民票の写し（発行後 3 か月以内のもの。参加者が個人の場合に限る。）
 - (カ) 財務諸表（【全て 3 期分】決算報告書「販売費一般管理費」の勘定科目がわかるものを添付、法人税確定申告書「別表含む」、勘定科目内訳書）
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 1 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
 - ウ 公表日以後に足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けてい

- る期間がないこと。
- エ 国若しくは他の自治体から入札参加停止及び指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法または日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体に属する者が実質的に経営に関与し、または当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する団体および警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはこれに準ずる者として、区長に対し、区発注の契約について排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- キ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体またはこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体に属する者が実質的に経営に関与している者または当該者を相当の責任のある地位にある者として使用している者でないこと。
- ク 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ケ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- コ 提出する書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (２) 提案書の提出者が、契約締結までの間に上記（１）の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。また、提出された書類に虚偽があった場合についても、同様とする。
- (３) 提案書を特定するための評価基準

	評価項目	評価の視点	配分	指 標
提案書評価	業務の理解度	当該業務の理解度は十分か	１０％	業務実施方針や内容の的確
	提案内容の的確性	企画及び支援方法は具体的かつ実現性があるか	２０％	内容の適格性や具体性・実現性
		作成する動画は事業の趣旨に沿った提案となっているか	１５％	動画のコンセプトや企画
		ワークショップの内容は、妥当かつ実現性があるか。また、派遣する講師は具体的か。	２０％	内容の適格性や具体性・実現性
		ウェブサイトの運用・管理、セキュリティ内容は妥当か	１０％	手法の妥当性
	推進体制	業務の実施体制は十分であり、スケジュールは妥当か	１０％	業務の実施体制及び業務スケジュール等
	業務の遂行能力	映像関係や類似の業務実績があり、円滑な業務の遂行が見込めるか	１０％	業務実績
	コストパフォーマンス	本業務にかかるコストと提案との適正性、整合性があるか	５％	参考見積書（構築費及び今年度と翌年度の運用費）及び提案内容
合 計			１００％	
加 点	業者及び業務の条件		合計点に以下を加点（％）	
	区内に本店があり、対象業務が区内である		５％	
	区内に本店があり、対象業務が区外である		４％	
	区内に支店があり、対象業務が区内である		３％	
	区内に支店があり、対象業務が区外である		２％	

4 手続き等

(1) 担当課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館9階
足立区政策経営部報道広報課デジタル情報・広告係
電話 03-3880-5514 (直通) 担当: 北村・嶽下

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 令和8年10月7日から令和8年10月20日まで
- ② 交付場所 4 (1) に同じ。
- ③ 交付方法 希望者に直接交付する。

(3) 参加表明書及び提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和8年10月21日午後5時まで
- ② 提出場所 4 (1) に同じ。
- ③ 提出方法 持参すること。

5 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (4) 提出された参加表明書は返却しない。
- (5) 特定されなかった場合に、提案書の返却を希望する者は、その旨を提案書提出の際に申し出るものとする。返却を希望する申出がない場合は、返却要請の意志がないものとみなす。なお、提出された参加表明書及び提案書は、提出者に無断で使用しない。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差換え及び再提出は認めない。
- (7) 被特定者が失格し、又は正当な理由がなく契約締結を辞退したことにより区に損害を与えた場合には、損害賠償を請求する場合がある。
- (8) 被特定者が正当な理由がなく契約締結を辞退した場合は、区長はプロポーザル参加資格を停止する措置を行うことがある。あわせて、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 区が当該事業を翌年度も予算化した場合かつ実施後の評価検証で優れていると判断した際には、最大2回を限度に継続契約をする。ただし、社会的情勢等の理由により翌年度の事業を実施しない場合は、双方協議により継続契約の年度繰越しの可否を決定する。なお、継続契約をする際の金額は、初年度と同額とは限らず減額をする場合がある。

6 スケジュール (予定)

項目	日程
説明書の交付	令和8年10月7日(水) から 令和8年10月20日(火) 午後5時まで
説明書に関する質問期限	令和8年10月14日(水) 午後5時まで
参加表明書及び提案書の提出期限	令和8年10月21日(水) 午後5時まで